

三方五湖の保全・活用に関する検討委員会開催要領

(目的)

第1条 三方五湖がラムサール条約湿地に登録され、国際的に重要な湿地として認められたのを契機として、その保全と活用に向けた基本的方向性や具体的な方策を検討するため、「三方五湖の保全・活用に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 三方五湖の現状、課題に関すること
- (2) 三方五湖の保全・活用に関する取組みに関すること
- (3) 三方五湖の保全・活用の推進体制に関すること
- (4) その他、三方五湖の保全・活用に必要な事項に関すること

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を設け、その選任は委員の互選による。
- 3 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が会議に出席できない場合は、その職務を代理する。
- 3 委員会は、検討事項に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福井県安全環境部環境政策課および自然保護課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月29日から施行する。